

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）
2.9.1 に基づくものです。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく
経済産業省・国土交通省省令及び告示の一部改正について

下記のとおり、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省・国土交通省省令及び告示の一部改正を行う予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく経済産業省・国土交通省省令及び告示の一部改正について

2. 対象品目

- ①揮発油、軽油又は液化石油ガスを燃料とする乗用自動車（ただし、車両総重量 3.5t 超かつ乗車定員 10 人以上のもの及び車両総重量 3.5t 以下かつ乗車定員 11 人以上の液化石油ガスを燃料とするものは除く）
- ②揮発油又は軽油を燃料とする車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車

3. 趣旨及び目的

自動車の燃費基準の達成判定において、既存の燃費試験法である JC08 燃費試験法に加えて、新たに国際連合において定められた WLTP（Worldwide harmonized Light vehicles Test Procedure）燃費試験法の活用が可能となるよう、必要な措置を実施する。

（1）燃費基準値

既存の燃費基準である JC08 燃費基準の基準値に対して、当該基準値が適用される車両の WLTP 燃費値を、製造事業者等における燃費基準の達成判定において使用可能とする※。

（2）目標年度

現行の目標年度を踏襲することとする。

（乗用車）2015 年度及び 2020 年度 （貨物車）2015 年度及び 2022 年度

（3）達成判定方式

現行の達成判定方式を踏襲することとする。

（4）表示事項

WLTP 燃費値及び JC08 燃費値を表示（ただし、片方の燃費値を取得していない車両については当該燃費値を表示しなくてもよいものとする）

※全体的な傾向としては、WLTP 燃費値は JC08 燃費値と比較して同水準かより低い（燃費悪化側）値となる傾向が確認されました。そのため、当該基準値が適用される車両の WLTP 燃費値を、製造事業者等における燃費基準の達成判定において使用可能としても既存の燃費基準である JC08 燃費基準の緩和とならないことが分かりました。

4. 公布予定 平成 28 年春頃

5. 施行予定 平成28年春頃

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課

TEL 03-3501-9726

FAX 03-3501-8396

7. 意見提出期限

平成28年 2月 27日